## 選挙運動用自動車使用 契約届出書

年 月 日

小竹町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行

選挙

#### 候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

#### 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

7X7K7K7K1					
		契約の相手方の氏名又は名称及	契 約	備考	
		び住所並びに法人にあってはそ の代表者の氏名	運送契約期間	運送契約金額	1/用 /与
				円	

## 2 1に掲げる場合以外の場合

項目	d= (1 ( ) = =	契約の相手方の氏名又は名	契約 2	内 容	tti. la	
区分	契約年月日	称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	借入期間等	契約金額	備考	
				円		
自動車の 借 入 れ						
運転手の雇用						
燃料代						

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「 運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用 自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

小竹町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行

選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人	契約	内容	/# <b>*</b>
契約年月日	にあってはその代表者の 氏名	作成契約枚数	作成契約金額	備考
		枚	円	

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

小竹町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行

選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人	契 約	内 容	備考
契約年月日	にあってはその代表者の 氏名	作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

#### 選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

小竹町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行

選挙

## 候補者氏名

次の選挙運動用自動車燃料代につき、小竹町議会議員及び小竹町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購入金額	左のうち確認済み又は 確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備考		

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から小竹町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書 に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

小竹町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行

選挙

## 候補者氏名

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、小竹町議会議員及び小竹町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日
- 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済み又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

#### 備老

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から小竹町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受ける ためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載して ください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

小竹町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行

選挙

#### 候補者氏名

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、小竹町議会議員及び小竹町長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日
- 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積金額(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から小竹町選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載 してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 選挙運動用自動車燃料代確認書

第 号年 月 日

## 小竹町選挙管理委員会

委員長

選挙

小竹町議会議員及び小竹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの 規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを 確認する。

- 1 年 月 日執行
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、小 竹町に支払を請求することはできません。

#### 選挙運動用ビラ作成枚数確認書

 第
 号

 年
 月

 日

小竹町選挙管理委員会

委員長

小竹町議会議員及び小竹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 年 月 日執行

選挙

- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ 作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、小竹町に支払を請求することはできません。

## 選挙運動用ポスター作成枚数確認書

 第
 号

 年
 月

 日

小竹町選挙管理委員会

委員長

小竹町議会議員及び小竹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する

1 年 月 日執行

選挙

- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成 業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、小竹町に支払を請求することはできません。

## 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

年 月 日

年 月 日執行

選挙

#### 候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1			動車運送事 約による場	2	左に掲げる の場合	場合以外
運送事業者等の氏名又は名びに法人にあってはその代							
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運	送等年	月日	運送等金	⋛額	備	考
					円		

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送 事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が小竹町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、小竹町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (2) (1)以外の場合 16, 100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2 台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定す る1台に限られているので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動 用自動車以外の選挙運動用自動車については、小竹町に支払を請求することはできません。

#### 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者氏名

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の住所 所並びに法人にあっ の氏名)					
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車登 録番号又は車両番号		燃料供給金額	備	考
		L	円		

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油 伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のう ち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号の うち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3 号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、 燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から 燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出 書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」 欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が小竹町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、小竹町に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

## 選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者氏名

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所				
	氏名				
雇用年月日	報酬の額 備考				
	円				
	円				
	Н				
	円				
	円				
	円				
	円				

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が小竹町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、小竹町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて 12,500 円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の 対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについ て記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、小竹町に支払を請求することはできません。

## 選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名				
作	成	枚	数	枚
作	成	金	額	円
	備	考		

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ 作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が小竹町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、小竹町に支払を請求することはできません。
- 4 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
  - (1) 町長 枚数5,000枚、町議会議員 枚数1,600枚
  - (2) 限度額 <u>7円73銭</u>(単価)×(1)の枚数=限度額

## 選挙運動用ポスター作成証明書

年 月 日

年 月 日執行

選挙

## 候補者氏名

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	個所

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が小竹町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、 小竹町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数
  - (2) 限度額  $\underline{541 \ | \ 316}$ にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に $\underline{316}$ ,  $\underline{250 \ | \ }$  を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。) $\times$ (1)の枚数=限度額様式第13号(第6条関係)

# 請 求 書 (選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

小竹町長 殿

住所 (所在地)

氏名 (名称)

印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

小竹町議会議員及び小竹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、 次の金額の支払を請求します。

円

1 請求金額

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 年 月 日執行

選挙

- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

金融機関名	本・支店名	
口座種別	口座番号	
フリガナ		
口座名義		

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、小竹町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料 代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請求內訳書

# (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円×1台= 円	64,500 円×1台= 64,500円	円	
	円×1台= 円	64,500 円×1台= 64,500円	円	
	円×1台= 円	64,500 円×1台= 64,500円	円	
	円×1台= 円	64,500 円×1台= 64,500円	円	
	円×1台= 円	64,500 円×1台= 64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は(イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

# (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

# (1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円×1台= 円	16, 100 円×1台= 16, 100 円	円	
	円×1台= 円	16, 100 円×1台= 16, 100 円	円	
	円×1台= 円	16, 100 円×1台= 16, 100 円	円	
	円×1台= 円	16, 100 円×1台= 16, 100 円	P	
	円×1台= 円	16,100 円×1台= 16,100 円	P	
計			円	

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

# (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

## (2) 燃料代

販 売 年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額(イ)	請求金額
		円× L = 円		円
		円× L= 円		円
		円× L= 円		円
		円× L= 円		円
		円× L= 円		円
計		円		円

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出 書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、 燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

# (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

# (3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円	12, 500 円	円	
	円	12, 500 円	円	
	円	12, 500 円	円	
	円	12, 500 円	円	
	円	12, 500 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

# 請 求 書 (選挙運動用ビラの作成)

年 月 日

小竹町長 殿

住所 (所在地)

氏名 (名称)

印

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

小竹町議会議員及び小竹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

円

1 請求金額

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 年 月 日執行

選挙

- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

374.032		
金融機関名	本・支店名	
口座種別	口座番号	
フリガナ		
口座名義		

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成 証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、小竹町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

# 請求內訳書

## 候補者氏名

	作成金額       基準限度額		請求金額		金額	備考			
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
A	В	$A \times B$	С	D	$C \times D$	Е	F	$E \times F$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			<u>7.73</u>						

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

# 請 求 書 (選挙運動用ポスターの作成)

年	月	日
---	---	---

小竹町長 殿

住所 (所在地)

氏名 (名称)

囙

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

小竹町議会議員及び小竹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 年 月 日執行

選挙

- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

金融機関名	本・支店名	
口座種別	口座番号	
フリガナ		
口座名義		

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、小竹町に支払を請求することはできません。

## 請求内訳書

## 候補者氏名

選挙区における	作成金額			基準限度額 請求金額			基準限度額		額	備考
ポスター掲示場 数	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
箇所	円	枚	Р	円	枚	円	円	枚	円	

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。